

建設業者の皆様へ

建設業法上の金額要件等の改正について

建設業法施行令の一部が改正を踏まえ、水戸市発注工事の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

1 特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額の金額について

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額（消費税込み）の下限について、次のとおり引き上げとなります。

建築一式工事以外 4,000万円 → 4,500万円

建築一式工事 6,000万円 → 7,000万円

2 専任の現場配置技術者が必要となる建設工事の請負代金額について

現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額（消費税込み）の下限について、次のとおり引き上げとなります。

建築一式工事以外 3,500万円 → 4,000万円

建築一式工事 7,000万円 → 8,000万円

3 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額について

特定専門工事において下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる下請代金額（消費税込み）の上限について、次のとおり引き上げとなります。

下請代金額 3,500万円 → 4,000万円

4 施行日

令和5年1月1日（日）

※適用は、令和5年1月1日以降に契約する工事とし、当初契約済みである工事については、入札の公平性や工事の持続性を鑑み、従前のままの取扱いとする。

【問い合わせ先】

水戸市契約検査課審査係

Tel：029-224-1111（内線）1551